

基発 0710 第 7 号  
平成 21 年 7 月 10 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長



### 振動障害総合対策の推進について

振動障害予防対策については、チェンソー取扱い作業指針（昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 610 号の別添 2）及びチェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針（昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 608 号の別添）等により推進し、振動障害の新規認定者が減少するなど、一定の成果が見られているところです。

しかしながら、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構（ISO）等が取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される 1 日 8 時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量 A(8)）の考え方等に基づく対策を推進することとし、別添 1 及び別添 2 のとおり上記作業指針等を定めたところです。

また、これらの対策を振動工具を使用する事業者が実施するためには、振動工具の製造事業者、輸入事業者等が、「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」の測定、表示等を行うことが必要であることから、別添 3 により別記の関係業界団体に対して要請を行ったところです。

さらに、別添 4 のとおり、振動障害総合対策要綱を定めたところです。

貴職におかれましても、関係事業場への周知等について、特段の御理解と御協力を  
お願ひいたします。



基 発 0710 第 1 号  
平成 21 年 7 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

チェーンソー取扱い作業指針について

チェーンソーの適切な取扱い等による健康障害の予防については、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 610 号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添 2 「チェンソー取扱い作業指針」等により推進してきたが、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構 (ISO) 等が取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される 1 日 8 時間の等価振動加速度実効値 (日振動ばく露量 A(8)) の考え方等に基づく対策を推進するため、下記のとおり、「チェンソー取扱い作業指針」を改正することとしたところである。

貴局においても、本指針に基づく取組について、関係事業者に対する指導等に遺憾なきを期されたい。

記

昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 610 号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添 2 を別紙のとおり改める。

## チェーンソー取扱い作業指針

### 第1 事業者の措置

事業者は、本指針を遵守するとともに、本指針が労働者に守られるよう、必要な措置を講ずること。

#### 1 チェーンソーの選定基準

次によりチェーンソーを選定すること。

- (1) 防振機構内蔵型で、かつ、振動及び騒音ができる限り少ないものを選ぶこと。
- (2) できる限り軽量なものを選び、大型のチェーンソーは、大径木の伐倒等やむを得ない場合に限って用いること。
- (3) ガイドバーの長さが、伐倒のために必要な限度を超えないものを選ぶこと。

#### 2 チェーンソーの点検・整備

- (1) チェーンソーを製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようすること。
- (2) ソーチェーンについては、目立てを定期的に行い、予備のソーチェーンを業務場所に持参して適宜交換する等常に最良の状態で使用すること。

また、チェーンソーを使用する事業場については、「振動工具管理責任者」を選任し、チェーンソーの点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。

#### 3 チェーンソー作業の作業時間の管理及び進め方

- (1) 伐倒、集材、運材等を計画的に組み合わせることにより、チェーンソーを取り扱わない日を設けるなどの方法により1週間のチェーンソーによる振動ばく露時間を平準化すること。
- (2) 使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を、表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握し、当該値及び1日当たりの振動ばく露時間から、次式、別紙の表等により1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）を求め、次の措置を講ずること。

$$\text{日振動ばく露量 } A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}} \quad [\text{m/s}^2]$$

(a[m/s<sup>2</sup>]は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値、  
T[時間]は1日の振動ばく露時間)

ア 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s<sup>2</sup>)を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等を行うこと。

イ 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s<sup>2</sup>)を超えない場合であっても日振動ばく露対策値(2.5m/s<sup>2</sup>)を超える場合には振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等の対策に努めること。

ウ 日振動ばく露限界値(5.0m/s<sup>2</sup>)に対応した1日の振動ばく露時間(以下「振動ばく露限界時間」T<sub>L</sub>という。)を次式、別紙の表等により算出し、これが2時間を超える場合には、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。

$$\text{振動ばく露限界時間 } T_L = \frac{200}{a^2} [\text{時間}]$$

(a [m/s<sup>2</sup>]は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値)

ただし、チェーンソーの点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により実施するとともに、使用する個々のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」aを、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露限界時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りでないこと。

なお、この場合であっても1日のばく露時間を4時間以下とすることが望ましいこと。

エ 使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できないものは、類似のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」aを参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間とすること。

- (3) チェーンソーによる一連続の振動ばく露時間は、10分以内とすること。
- (4) 事業者は、作業開始前に、(2)ウ及びエに基づき使用するチェーンソーの1日当たりの振動ばく露限界時間から、1日当たりの振動ばく露時間を定め、これに基づき、具体的なチェーンソーを用いた作業の計画を作成し、書面等により労働者に示すこと。

なお、事業者は、同一労働者が1日に複数のチェーンソー等の振動工具を使用する場合には、個々の工具ごとの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」等から、次式により当該労働者の日振動ばく露量A(8)を求めるこ。

$$a_{hv(rms)} = \sqrt{\frac{1}{T_v} \sum_{i=1}^n (a_{hv(rms)i}^2 T_i)} [\text{m/s}^2]$$

$$\text{日振動ばく露量 } A(8) = a_{hv(rms)} \sqrt{\frac{T_v}{8}} \quad [\text{m/s}^2]$$

( $a_{hv(rms)i}$  は  $i$  番目の作業の 3 軸合成値、 $T_i$  は  $i$  番目の作業のばく露時間、  
 $n$  は作業の合計数、 $T_v$  は  $n$  個の作業の合計ばく露時間)

- (5) 大型の重いチェーンソーを用いる場合は、1日の振動ばく露時間及び一連続の振動ばく露時間を更に短縮すること。

#### 4 チェーンソーの使用上の注意

- (1) 下草払い、小枝払い等は、手鋸、手おの等を用い、チェーンソーの使用をできる限り避けること。
- (2) チェーンソーを無理に木に押しつけないよう努めること。また、チェーンソーを持つときは、ひじや膝を軽く曲げて持ち、かつ、チェーンソーを木にもたせかけるようにして、チェーンソーの重量をなるべく木で支えさせるようにし、作業者のチェーンソーを支える力を少なくすること。
- (3) 移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避けること。

#### 5 作業上の注意

- (1) 雨の中の作業等、作業者の身体を冷やすことは、努めて避けること。
- (2) 防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を用いること。
- (3) 作業中は軽く、かつ、暖かい服を着用すること。
- (4) 寒冷地における休憩は、できる限り暖かい場所でとるよう心掛けること。
- (5) エンジンを掛けている時は、耳栓等を用いること。

#### 6 体操等の実施

筋肉の局部的な疲れをとり、身体の健康を保持するため、作業開始前、作業間及び作業終了後に、首、肩の回転、ひじ、手、指の屈伸、腰の曲げ伸ばし、腰の回転を主体とした体操及びマッサージを毎日行うこと。

#### 7 通勤の方法

通勤は、身体が冷えないような方法をとり、オートバイ等による通勤は、できる限り避けること。

#### 8 その他

- (1) 適切な作業計画を樹立し、これに見合う人員を配置すること。
- (2) 目立ての機材を備え付けるようにすること。
- (3) ソーチェーンの目立て、チェーンソーの点検・整備、日振動ばく露量  $A(8)$

に基づくチェーンソーの適正な取扱いについての教育を行うこと。

- (4) 暖房を設けた休憩小屋等を設置すること。
- (5) 防振手袋、耳栓等の保護具を支給すること。

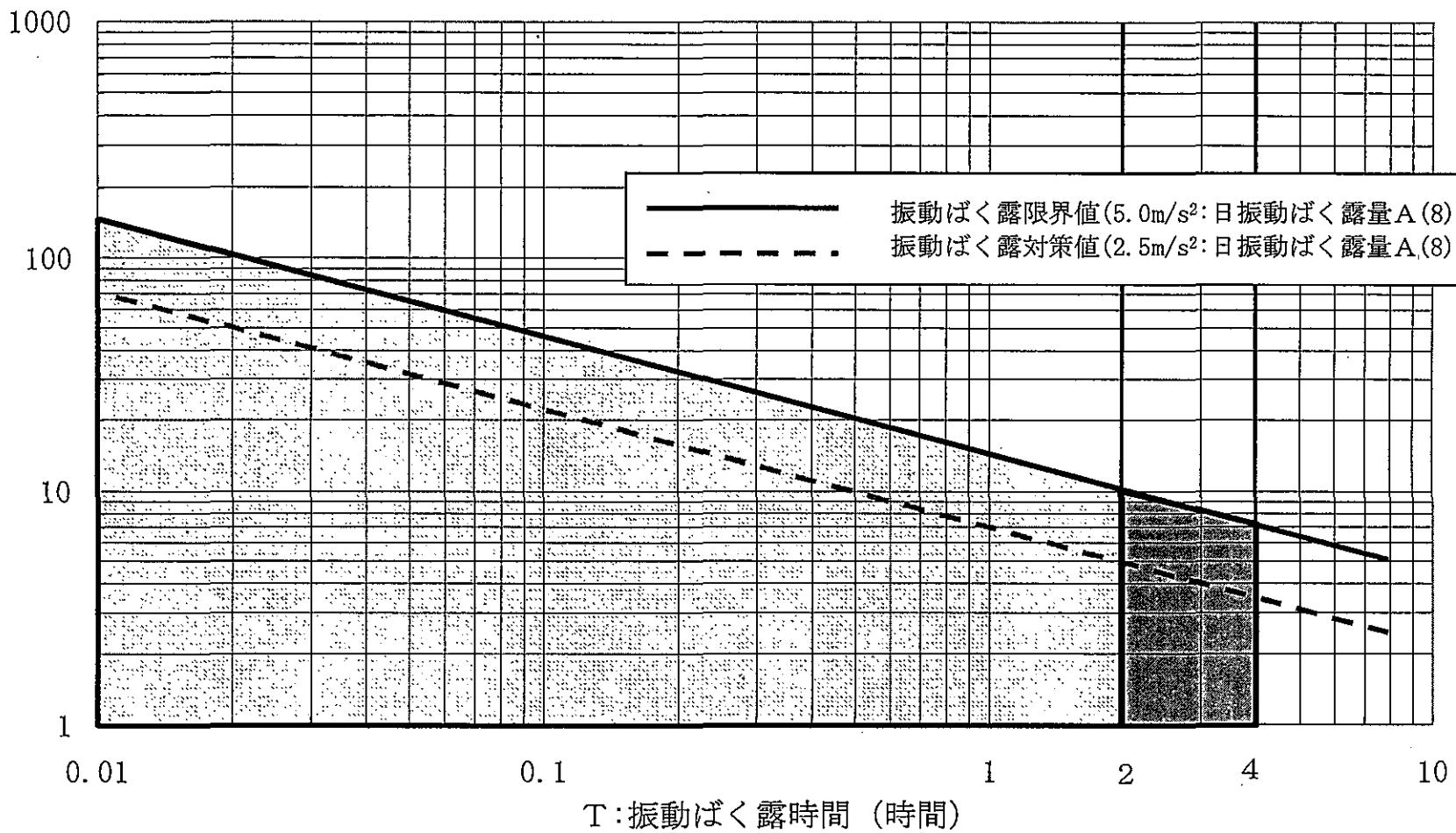
## 第2 労働者の措置

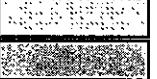
労働者は、第1の1から8までに掲げる事項を遵守するとともに、振動障害の予防のため事業者が講ずる措置に協力するよう努めること。

(別紙)

日振動ばく露量A(8)の対数表

a:周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値 ( $m/s^2$ )



 振動ばく露限界値 (5.0m/s<sup>2</sup>: 日振動ばく露量 A(8)) 以下で第1の3 (2) ウ本文の場合  
振動ばく露限界値 (5.0m/s<sup>2</sup>: 日振動ばく露量 A(8)) 以下で第1の3 (2) ウただし書の場合

基発 0710 第 2 号  
平成 21 年 7 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について

チェーンソー以外の振動工具の適切な取扱い等による振動障害の予防については、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 608 号「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について」の別添「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」等により推進してきたが、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構 (ISO) 等が取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される 1 日 8 時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量 A(8)）の考え方等に基づく対策を推進するため、別紙のとおり、「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」を定めることとしたところである。

貴局においても、本指針に基づく取組について、関係事業者に対する指導等に遺憾なきを期されたい。

なお、本通達をもって、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 608 号「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について」は廃止する。

## チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針

### 1 対象業務の範囲

この指針は、次の業務を対象とするものであること。

- (1) ピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務
- (2) エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具で、可搬式のもの(チェーンソーを除く。)を取り扱う業務
- (3) 携帯用の皮はぎ機等の回転工具を取り扱う業務((5)の業務を除く。)
- (4) 携帯用のタイタンバー等の振動体内蔵工具を取り扱う業務
- (5) 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径(製造時におけるものをいう。以下同じ。)が150mmを超えるものに限る。)を取り扱う業務(金属、石材等を研削し、又は切断する業務に限る。)
- (6) 卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用するといしの直径が150mmを超えるものに限る。)を取り扱う業務(鋳物のばりとり又は溶接部のはつりをする業務に限る。)
- (7) 締付工具を取り扱う業務
- (8) 往復動工具を取り扱う業務

なお、(1)から(8)までに掲げる業務で使用されるチェーンソー以外の具体的な振動工具(以下「振動工具」という。)は別紙1のとおりであること。

### 2 振動工具の選定基準

- (1) 1の(1)から(8)まで((6)を除く。)に掲げる業務に用いられる工具を使用する際は、次の要件に適合しているものを選定すること。

#### ア 振動

- (ア) 振動ができるだけ小さいものであること。
- (イ) 使用に伴って作用点から発生する振動が、発生部分以外の部分へ伝達しにくいものであること。
- (ウ) 次の要件に適合するハンドル又はレバー(以下「ハンドル等」という。)が取り付けられているものであること。
  - a そのハンドル等のみを保持して作業を行うことができるものであること。
  - b 適正な角度に取り付けられており、通常の使用状態で手指及び手首に無理な力をかける必要がないものであること。
  - c 工具の重心に対し、適正な位置に取り付けられているものであること。
  - d 防振ゴム等の防振材料を介して工具に取り付けられているものであることが望ましいこと。

- e にぎり部は、作業者の手の大きさ等に応じたものであること。
- f にぎり部は、厚手で軟質のゴム等の防振材料で覆われているものであることが望ましいこと。

#### イ 重量等

(ア) エンジンカッター、携帯用研削盤その他手で保持し、かつ、その重量を身体で支えながら使用する振動工具については、軽量のものであること。

(イ) 作業に必要とする大部分の推力が機械力又はその自重で得られること。

(ウ) エアーホース又はコードは、適正な位置及び角度に取り付けられているものであること。

なお、エアーホースの取付部は、自在型のものであることが望ましいこと。

#### ウ 騒音

圧縮空気を動力源とし、又は内燃機関を内蔵する振動工具については、吸排気に伴って発生する騒音を軽減するためのマフラーが装着されているものであること。

#### エ 排気の方向

圧縮空気を動力源とし、又は内燃機関を内蔵する振動工具は、作業者が直接マフラーからの排気にさらされないものであること。

(2) 1の(6)に規定する振動工具を使用しようとするときは、振動加速度ができるだけ小さいものとするとともに、加工の方法、被加工物の大きさ等に適合している支持台(ワークレスト)が取り付けられているものを選定すること。

### 3 振動作業の作業時間の管理

(1) 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせて、振動業務に従事しない日を設けるように努めること。

(2) 使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を、振動工具への表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握し、当該値及び1日当たりの振動ばく露時間から、次式、別紙2の表等により日振動ばく露量A(8)を求め、次の措置を講ずること。

$$\text{日振動ばく露量 } A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}} \quad [\text{m/s}^2]$$

(a[m/s<sup>2</sup>]は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値、  
T[時間]は1日の振動ばく露時間)

ア 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s<sup>2</sup>)を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等を行うこと。

イ 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s<sup>2</sup>)を超えない場合であっても日振動ばく露対策値(2.5m/s<sup>2</sup>)を超える場合には振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等の対策に努めること。

ウ 日振動ばく露限界値(5.0m/s<sup>2</sup>)に対応した1日の振動ばく露時間(以下「振動ばく露限界時間」T<sub>L</sub>という。)を次式、別紙2の表等により算出し、これが2時間を超える場合には、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。

$$\text{振動ばく露限界時間 } T_L = \frac{200}{a^2} [\text{時間}]$$

(a [m/s<sup>2</sup>]は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値)

ただし、振動工具の点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により実施するとともに、使用する個々の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」aを、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露限界時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りでないこと。

なお、この場合であっても1日のばく露時間を4時間以下とすることが望ましいこと。

エ 使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できないものは、類似の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」aを参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間とすること。

(3) 作業の性格上、同一の作業者が同一現場で連続して作業を行うことが不可欠である場合でかつ日振動ばく露量が5.0m/s<sup>2</sup>を超える場合には、1週間の作業の計画を作成した上で、振動ばく露を1日8時間5日(週40時間)として算出し、日振動ばく露量A(8)を5.0m/s<sup>2</sup>以下とする1日のばく露許容時間としてもやむを得ないこと。

(4) 事業者は、作業開始前に、(2)ウ及びエに基づき使用する振動工具の1日当たりの振動ばく露限界時間から、1日当たりの振動ばく露時間を定め、これに基づき、具体的な振動工具を用いた作業の計画を作成し、書面等により労働者に示すこと。

なお、事業者は、同一労働者が1日に複数の振動工具(チェーンソーを含む。)を使用する場合には、個々の振動工具(チェーンソーを含む。)ごとの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」等から、次式により当該労働者の日振動ばく露量A(8)を求める。

$$a_{hv(rms)} = \sqrt{\frac{1}{T_v} \sum_{i=1}^n (a_{hv(rms)i}^2 T_i)} [\text{m/s}^2]$$

$$\text{日振動ばく露量 } A(8) = a_{hv(rms)} \sqrt{\frac{T_v}{8}} \quad [\text{m/s}^2]$$

( $a_{hv(rms)i}$  は  $i$  番目の作業の 3 軸合成値、 $T_i$  は  $i$  番目の作業のばく露時間、  
 $n$  は作業の合計数、 $T_v$  は  $n$  個の作業の合計ばく露時間)

- (5) 1 の (1) に掲げる業務のうち、金属又は岩石のはつり、かしめ、切断、  
 鋼打及び削孔の業務については、一連続の振動ばく露時間の最大は、おおむね 10 分以内とし、一連続作業の後 5 分以上の休止時間を設けること。また、作業の性質上、ハンドル等を強く握る場合又は工具を強く押さえる場合は、一連続の振動ばく露時間を短縮し、かつ、休止時間の延長を図ること。
- (6) 1 の (2) から (8) までの業務について、一連続の振動ばく露時間の最大は、おおむね 30 分以内とし、一連続作業の後 5 分以上の休止時間を設けること。

#### 4 工具の操作時の措置

##### (1) 工具の操作方法

- ア ハンドル等以外の部分は、持たないこと。
  - イ ハンドル等は、過度に強く握らず、かつ、強く押さないこと。
  - ウ さく岩機等により削孔、掘さく、はつり等を行うとき(特に、削孔の開始時)は、たがねを手で保持しないこと。
- なお、作業の性質上、たがねを固定する必要がある場合は、適切な補助具を用いること。
- また、下向きの削孔、掘さく等を行うときは、軽くひじを曲げできるだけ力を抜いて工具を保持すること。

##### (2) 作業方法

- ア ハンドル等を過度に強く握る作業方法、手首に強く力を入れる作業方法、腕を強く曲げて工具の重量を支える作業方法等の筋の緊張を持続させるような作業方法は避けること。
- イ 肩、腹、腰等手以外の部分で工具を押す等工具の振動が直接身体に伝わる作業方法は、避けること。
- ウ 振動工具を使用する労働者が、当該振動工具の排気を直接吸い込むおそれのある作業方法は、避けること。

##### (3) 振動工具の支持

振動工具の重量を手で支えて使用する工具は、できる限りアーム、支持台、スプリングバランサー、カウンターウエイト等により支持すること。

##### (4) 被加工物の支持について

1 の (6) に掲げる業務を行うときは、できる限り被加工物をワークレストで支えて研削すること。

## 5 たがね等の選定及び管理

たがね、カッター等は、加工の目的、被加工物の性状等に適合したものを選定し、かつ、適切に整備されたものを使用すること。

なお、適切な整備のためには、集中的な管理が望ましいこと。

## 6 圧縮空気の空気系統に係る措置

(1) 送気圧を示す圧力計をホースの分岐部付近に取り付け、定められた空気圧の範囲内で振動工具を使用すること。

(2) 配管に、適切なドレン抜きを取り付け、必要に応じて圧縮空気のドレンを排出すること。

## 7 点検・整備

(1) 振動工具を製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようすること。

(2) 振動工具を有する事業場については「振動工具管理責任者」を選任し、振動工具の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。

## 8 作業標準の設定

振動工具の取扱い及び整備の方法並びに作業の方法について、適正な作業標準を具体的に定めること。

## 9 施設の整備

### (1) 休憩設備等

ア 屋内作業の場合には、適切な暖房設備を有する休憩室を設けること。

イ 屋外作業の場合には、有効に利用することができる休憩の設備を設け、かつ、暖房の措置を講ずること。

ウ 手洗等のため温水を供給する措置を講ずることが望ましいこと。

### (2) 衣服等の乾燥設備

湧水のある坑内等において衣服が濡れる作業を行う場合には、衣服を乾燥するための設備の設置等の措置を講ずること。

## 10 保護具の支給及び使用

### (1) 防振保護具

軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者に使用させること。

### (2) 防音保護具

90 dB(A)以上の騒音を伴う作業の場合には、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、使用させること。

## 11 体操の実施

作業開始時及び作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主体とした体操を行うこと。なお、体操は、作業中も隨時行うことが望ましいこと。

#### 12 健康診断の実施及びその結果に基づく措置

昭和49年1月28日付け基発第45号「振動工具（チェンソー等を除く。）の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和50年10月20日付け基発第609号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和50年10月20日付け基発第610号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。

#### 13 安全衛生教育の実施

作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取り扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量A(8)に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。

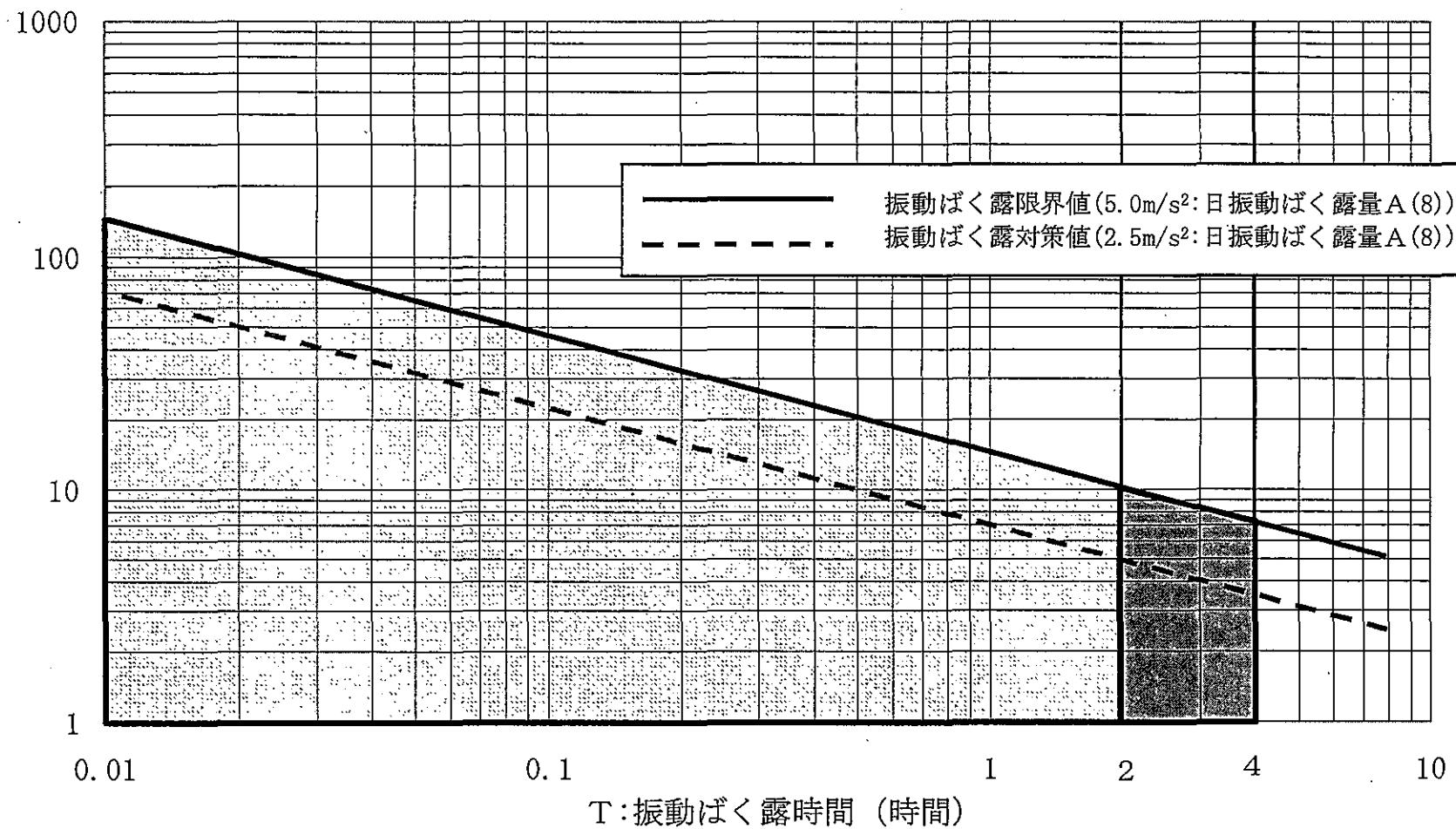
チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務  
に係る振動障害予防対策指針対象工具

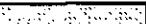
- (1) ピストンによる打撃機構を有する工具 (①さく岩機、②チッピングハンマー、③リベッティングハンマー、④コーリングハンマー、⑤ハンドハンマー、⑥ベビーハンマー、⑦コンクリートブレーカー、⑧スケーリングハンマー、⑨サンドラムマー、⑩ピックハンマー、⑪多針タガネ、⑫オートケレン、⑬電動ハンマー)
- (2) 内燃機関を内蔵する工具 (可搬式のもの) (①エンジンカッター、②ブッシュクリーナー)
- (3) 携帯用皮はぎ機等の回転工具( (5) を除く。) (①携帯用皮はぎ機、②サンダー、③バイブルーションドリル)
- (4) 携帯用タイタンバー等の振動体内蔵工具 (①携帯用タイタンバー、②コンクリートバイブルーター)
- (5) 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径が 150mm を超えるものに限る。)
- (6) 卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用するといしの直径が 150mm を超えるものに限る。)
- (7) 締付工具 (①インパクトレンチ)
- (8) 往復動工具 (①バイブルーションシャー、②ジグソー)

(別紙2)

日振動ばく露量A(8)の対数表

a:周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値 ( $m/s^2$ )



 振動ばく露限界値 (5.0m/s<sup>2</sup>: 日振動ばく露量 A(8)) 以下で3(2)ウ本文の場合

 振動ばく露限界値 (5.0m/s<sup>2</sup>: 日振動ばく露量 A(8)) 以下で3(2)ウただし書の場合

基発 0710 第 3 号  
平成 21 年 7 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」の測定、表示等について

振動障害の予防については、昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 608 号「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について」の別添「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」及び昭和 50 年 10 月 20 日付け基発第 610 号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添 2 「チェンソー取扱い作業指針」等により推進してきたが、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構 (ISO) 等が取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される 1 日 8 時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量 A(8)）の考え方等に基づく対策を推進することとし、平成 21 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 1 号及び同日付け基発 0710 第 2 号により上記作業指針の改正等を行ったところである。

これらの対策を労働者に振動工具を使用させる事業者が実施するためには、振動工具の製造事業者等が、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」の測定、表示等を行うことが必要であることから、上記作業指針で示したチェンソー及びチェンソー以外の振動工具で、労働者が取り扱うものについては、別添により関係業界団体に対して要請を行ったところであるが、貴局においても、上記指針に示したチェンソー及びチェンソー以外の振動工具を製造し、又は輸入する事業者等に対して、下記について取り組むよう、指導等に遺憾なきを期されたい。

なお、昭和 63 年 1 月 8 日付け基発第 11 号「手持動力工具（チェンソーを除く。）の工具振動レベル測定方法について」は廃止する。

記

1 「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」の測定・算出

振動工具について、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を以下に示すところにより測定・算出すること。

(1) 測定方法等

振動加速度の測定(以下「振動測定」という。)は、「JIS B 7762」(ISO 8662)、「ISO 22867」、「EN 60745」又は「EN 50144」の順によるべき測定規格を検討し、下記に留意の上、測定すること。

これらの測定規格によりがたい場合は、「JIS B 7761-2」に準拠した振動測定とすること。

なお、これらを踏まえた振動工具ごとのるべき測定規格は別紙1のとおりであること。

ア 「JIS B 7762」による振動測定

「JIS B 7762」には、単軸(直交3軸のうちZ軸又は優先軸(3軸のうち最大の振動値を示す軸をいう。))での測定を規定している箇所があるが、3軸同時測定を行い、振動合成値を求めること。ただし、3軸同時測定が困難な場合、同一測定条件で3軸を順次測定して得た値から振動合成値を求めることも可能であること。

また、ISO 8662等に基づいて単軸測定した測定データが既にある振動工具については、当該単軸値に1.7を乗ずる換算により周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値の相当値を求めることも可能であること。

なお、当該値を取扱説明書、ホームページ等で公開する場合は、単軸値に1.7を乗じた値であることなどを明記すること。

イ 「ISO 22867」による振動測定

エンジンチェーンソー及びブッシュクリーナーについては、ISO 22867:2004により振動測定を行うこと。

排気量40立方センチメートル以上のエンジンチェーンソーについては、チェーンソーの規格(昭和52年労働省告示第85号)により振動測定の方法が示されているが、排気量40立方センチメートル未満のチェーンソーを含めて当該方法による振動加速度の最大値を求めるために行った周波数分析の測定データ等から換算し周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値の相当値を求めることも可能であること。(別紙2参照)

なお、当該値を取扱説明書、ホームページ等で公開する場合は、チェーンソーの規格による測定データの換算値であることなどを明記すること。

ウ 「JIS B 7761-2」による振動測定

「JIS B 7761-2」による測定方法の場合、「JIS B 7761-2:2004」(手腕振動系—第2部：作業場における実務的測定方法)に従い振動測定を行うこと。

なお、当該値を取扱説明書、ホームページ等で公開する場合は、「JIS B 7761-2:2004」の「9. 報告すべき情報」に規定する項目等を明記すること。

エ 測定器

振動測定に用いる測定器は、「JIS B 7761-1:2004」、「JIS B 7761-3:2007」(ISO 8041:2005、ISO 5349-1:2001)の要求事項を満たすことが必要であること。

なお、1/3オクターブ分析が行える測定器で3軸同時に、又は順次測定し、JIS B 7761-3:2007に規定する周波数補正を行って、周波数補正振動加速度実効値を得ることも可能であること。

## (2) 周波数補正

振動が手腕に与える影響は、周波数によって、その度合いが異なることから、周波数に応じて、その影響を補正する手腕振動補正を、「ISO 5349-1:2001」及び「JIS B 7761-3:2007」により行うこと。ただし、測定に、「JIS B 7761-1:2004」(ISO 8041:2005)、「JIS B 7761-3:2007」(ISO 5349-1:2001)の規定を満たす手腕振動計を使用する場合、得られる振動値は、周波数補正を含んだものであり、改めて補正する必要はないこと。

## (3) 周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値

周波数補正振動加速度実効値の3軸(X軸、Y軸、Z軸)の合成値を式①により求めること。ただし、振動測定に、「JIS B 7761-1:2004」(ISO 8041:2005)、「JIS B 7761-3:2007」(ISO 5349-1:2001)の規定を満たす手腕振動計を使用し、3軸同時測定を行う場合は、表示値が3軸合成値であること。

$$a_{hv} = \sqrt{a_{hwx}^2 + a_{hwy}^2 + a_{hwz}^2} \quad \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

$a_{hwx}$ 、 $a_{hwy}$ 、 $a_{hwz}$ は、それぞれX軸、Y軸、Z軸の周波数補正振動加速度実効値

## 2 表示等

### (1) 振動工具本体への表示

「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を振動工具に表示すること。ただし、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が $2.5\text{m/s}^2$ 未満である場合は、その旨を記すことでも足りるものであること。

チェーンソーについては、チェーンソーの規格第4条の規定に基づく表示に加えて3軸合成値を表示すること。

### (2) 取扱説明書等への記載

ア 振動工具を使用する事業者に渡す振動工具の取扱説明書、カタログ、ホームページ等に次の事項を明記すること。ただし、(ア)に掲げる事項について、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が $2.5\text{m/s}^2$ 未満である場合は、その旨を記すことでも足りるものであること。

(ア) 周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値

(イ) 振動測定の準拠規格

(ウ) (ア)の3軸合成値が3軸測定により得た振動合成値でない場合にあって

は、その値を得た根拠

(エ) 振動測定が「J I S B 7 7 6 1 - 2 : 2 0 0 4」による場合にあっては、測定方法・条件等及び「J I S B 7 7 6 1 - 2 : 2 0 0 4」の「9. 報告すべき情報」に規定する項目

(オ) 振動工具の重量

イ アの(ア)から(オ)までに掲げる事項のほか、振動工具の使用者が適切に日振動ばく露量A(8)に基づく対策を講ずることができるよう、1日当たりの振動ばく露限界時間の算出方法等の説明を記載し、又は算出方法等を記したパンフレットを添付すること。

### 3 点検・整備等の時期等の表示

振動工具について、製造時の振動加速度レベルを劣化させないための点検・整備について、その具体的な時期、その対象となる工具の状態、その方法等を、振動工具の取扱説明書、カタログ、ホームページ等により示すこと。

対象工具			適用される測定規格		
1 チェーンソー		ISO 22867 : 2004	林業機械-内燃機関をもつ可搬形手持ち機械のための振動試験コード-ハンドルでの振動 【内燃】	EN 60745 - 2-13 chain saws【電気】	
2 ピストンによる打撃機械を有する工具	① さく岩機	JIS B7762 - 3 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第3部：ロックドリル及びロータリハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	② チッピングハンマー	JIS B7762 - 2 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第2部：チッピングハンマ及びペッティングハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	③ リベッティングハンマー	JIS B7762 - 2 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第2部：チッピングハンマ及びペッティングハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	④ コーキングハンマー	JIS B7762 - 2 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第2部：チッピングハンマ及びペッティングハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	⑤ ハンドハンマー	JIS B7762 - 2 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第2部：チッピングハンマ及びペッティングハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	⑥ ベビーハンマー	JIS B7762 - 2 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第2部：チッピングハンマ及びペッティングハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	⑦ コンクリートブレーカー	JIS B7762 - 5 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第5部：舗装ブレーカ及び建設作業用ハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	⑧ スケーリングハンマー	JIS B7762 - 2 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第2部：チッピングハンマ及びペッティングハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	⑨ サンドランマー	JIS B7762 - 9 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第9部：ランマ【動力源の規定なし】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
	⑩ ピックハンマー	JIS B7762 - 5 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第5部：舗装ブレーカ及び建設作業用ハンマ【電気・空気圧・油圧・内燃】	EN 60745 - 2-6 hammers【電気】	
3 内燃機関を内蔵する工具(可搬式のもの)	① エンジンカッター	JIS B7762 - 12 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第12部：往復動作のこぎり及びやすり並びに振動又は回転動作のこぎり【動力源の規定なし】		
	② ブッシュクリーナー	ISO 22867 : 2004	林業機械-内燃機関をもつ可搬形手持ち機械のための振動試験コード-ハンドルでの振動 【内燃】		
4 回転工具	① 携帯用皮はぎ機	JIS B7761 - 2 : 2004	作業場における実務的測定方法		
	② サンダー	JIS B7762 - 8 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第8部：ボリッシャ及びロータリ並びにオービタル及びランダムオービタルサンダー【空気圧又は他の手段】	EN 60745 - 2-3 grinders, polishers and disk-type sanders【電気】 EN 60745 - 2-4 Sanders and polishers other than disk-type【電気】	
	③ パイプレーションドリル	JIS B7762 - 6 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第6部：インパクトドリル【動力源の規定なし】	EN 60745 - 2-1 drills and impact drills【電気】	
5 振動体内蔵工具	① 携帯用タイタンバー	JIS B7762 - 9 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第9部：ランマ【動力源の規定なし】		
	② コンクリートパイプレーター	EN 60745 - 2-12	concrete vibrators【電気】	JIS B7761 - 2 : 2004 作業場における実務的測定方法	
6 携帯用研削盤(使用するといしの直径が150mmを超えるもの)	JIS B7762 - 4 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第4部：グラインダ【空気圧又は他の手段】	EN 60745 - 2-3 grinders, polishers and disk-type sanders【電気】		
	JIS B7761 - 2 : 2004	作業場における実務的測定方法			
7 車上用研削盤又は床上式研削盤(使用するといしの直径が150mmを超えるもの)	JIS B7761 - 2 : 2004	作業場における実務的測定方法			
8 締付工具	① インパクトレンチ	JIS B7762 - 7 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第7部：インパクト、インパルス又はラチェット動作のレンチ、スクリュードライバ及びナットランナ【空気圧又は油圧】	EN 60745 - 2-2 screwdrivers and impact wrenches【電気】	
9 往復動工具	① パイプレーションシャー	JIS B7762 - 10 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第10部：ニプラ及びシャー【空気圧又は油圧】	EN 60745 - 2-8 shears and nibblers【電気】	
	② ジグソー	JIS B7762 - 12 : 2006	手持ち可搬形動力工具-ハンドルにおける振動測定方法-第12部：往復動作のこぎり及びやすり並びに振動又は回転動作のこぎり【動力源の規定なし】	EN 60745 - 2-11 reciprocating saws(jig and sabre saws)【電気】	

(別紙2)

「チェーンソーの規格」による振動加速度から振動合成値への換算について

チェーンソーの規格による測定値から振動合成値への換算については、6.3～500Hzの1／3オクターブ帯域すべての3軸の振動加速度測定値に、別紙3の「1／3オクターブバンド量を周波数補正量に変換するための、周波数制限を伴う手腕振動の周波数補正係数  $W_{hi}$ 」を使用して、X、Y、Z 3 軸の周波数補正加速度実効値  $a_{hw}$  を次の式②から算出し、3軸の振動合成値  $a_{hv}$  を式①により求めること。

$$a_{hw} = \sqrt{\sum_i (W_{hi} a_{hi})^2} \quad \dots \dots \dots \text{②}$$

ここに、  $W_{hi}$  : 別紙3に示すi番目の1/3オクターブバンド  
のための補正係数

$a_{hi}$  : i番目の1/3オクターブバンド中で測定した  
加速度実効値 ( $m/s^2$ )

なお、チェーンソーの規格において測定することが求められていない10Hz以下の帯域及び500Hzを超える帯域の測定値を別途入手することが必要であること。

(別紙3)

1/3オクターブバンド量を周波数補正量に変換するための、

周波数制限<sup>a)</sup>を伴う手腕振動の周波数補正係数  $w_{hi}$

ISO 5349-1 (JIS B 7761-3) 拔粹

周波数バンド番号 <sup>b)</sup> i	公称中心周波数 Hz	補正係数 $w_{hi}$
8	6.3	0.727
9	8	0.873
10	10	0.951
11	12.5	0.958
12	16	0.896
13	20	0.782
14	25	0.647
15	31.5	0.519
16	40	0.411
17	50	0.324
18	63	0.256
19	80	0.202
20	100	0.160
21	125	0.127
22	160	0.101
23	200	0.0799
24	250	0.0634
25	315	0.0503
26	400	0.0398
27	500	0.0314
28	630	0.0245
29	800	0.0186
30	1000	0.0135
31	1250	0.00894

注<sup>a)</sup> フィルタ応答及び許容値用 (JIS B 7761-1を参照する。)。

注<sup>b)</sup> 添え字 i は、 JIS C 1514に従った周波数帯域番号。

## 振動障害総合対策要綱

### 第 1 振動障害予防対策の推進について

#### 1 基本的な考え方

振動障害予防対策については、これまで、振動の周波数、振動の強さに関わりなく、振動工具の操作時間を原則として1日2時間以下とすること等の措置を講じてきたが、国際標準化機構（ISO）等の動向を踏まえて、周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値及び振動ばく露時間で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）の考え方等に基づく振動障害予防対策の普及等を図ることが必要である。

各労働局においては、以下に示す事項に留意しつつ、各労働局の実情等を考慮し、重点対策の絞り込みや行政手法に工夫を凝らすなど、効果的な振動障害予防対策を推進すること。

#### 2 振動障害予防推進計画の策定

各労働局においては、振動工具の製造事業者、輸入事業者等に対して、平成21年7月10日付け基発0710第3号「振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」の測定、表示等について」に基づき、振動工具への周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値の表示等を指導するとともに、振動工具の使用事業者等に対して、平成21年7月10日付け基発0710第1号により改正された昭和50年10月20日付け基発第610号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添2「チェンソー取扱い作業指針」及び平成21年7月10日付け基発0710第2号「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について」の別紙「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき、新たな対策の普及等を図ることを最重点事項として、管内の状況に応じた振動障害予防推進計画を策定し、計画的に、振動工具の製造事業者、輸入事業者及び使用事業者等に対して指導を行うこと。

#### 3 指導に当たっての重点事項

事業場に対する指導に当たっては、次に掲げる事項を中心に、効果的な指導に努めること。

##### （1）予防対策指針等の普及徹底

「チェンソー取扱い作業指針」及び「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に掲げる作業管理、健康管理等について周知、徹底を図ること。

指導に当たっては、周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値及び振動ばく露時間で規定される日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく対策を最重点に行うこと。

また、振動工具の点検・整備の状況によっては振動レベルが大きく変動することから、当該工具の点検・整備の実施に係る指導並びに健康診断及びその結果に基づく措置が重要な役割を担っていること等から、昭和50年10月20日付け基発第609号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」に基づく特殊健康診断の実施等に係る指導も重点的に行うこと。

なお、振動工具の使用事業場における実施状況の把握等においては、別紙2及び別紙3の自主点検表を活用すること。

(2) 振動工具管理責任者の選任及び振動工具の点検・整備の励行

振動工具の状況等について定期的に点検等を行い、振動工具を良好な状態で管理することを職務とする「振動工具管理責任者」を、次により、各事業場ごとに選任し、当該職務の徹底を図らせること。

ア 振動工具を使用する事業場については、「振動工具管理責任者」を選任すること。特に、振動工具を5台以上有する事業場に対しては重点的に指導すること。

イ 「振動工具管理責任者」は振動工具の取扱い、構造等に習熟した者の中から選任すること。

ウ 「振動工具管理責任者」は振動工具台帳を作成し、i) 振動工具の購入年月日、ii) 振動工具の周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値、iii) 毎日の点検結果等を記載すること。

エ 「振動工具管理責任者」の氏名及びその職務を事業場の見やすい箇所に掲示し周知すること。

(3) 安全衛生推進者等の選任及び職務の徹底

衛生管理者、安全衛生推進者等の選任及び職務の徹底を図らせること。

(4) 健康管理の充実

ア 事業者が、振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断を実施するよう指導すること。この場合、定期の特殊健康診断のみならず雇入れ時又は配置換えの際の特殊健康診断も実施されるよう留意すること。

イ 特殊健康診断の結果に基づく事後措置の徹底を図るよう指導すること。特に、健康診断の結果が、昭和50年10月20日付け基発第610号「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理指針」等に基づく健康管理区分「管理B」である労働者については、振動へのばく露を少なくするよう低振動の振動工具の使用、振動ばく露時間の短縮等に配慮すること。

(5) 振動工具取扱作業者等に対する安全衛生教育の徹底

ア 日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく対策も含めて、チェーンソー取扱い作業者に対する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく特別の教育及び平成4年4月23日付け基発第260号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務）従業者安全衛生教育について」に基づく教育の実施を徹底させること。

イ チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対して、日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく対策も含めて、昭和58年5月20日付け基発第258号「チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育の推進について」に基づく教育を行うよう指導すること。

ウ 建設業において、関係請負人が労働者に対し、いわゆる新規入場者教育を行う場合には、日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく対策も含めた振動障害予防に係る教育も併せて行うよう指導すること。

#### 4 対策の推進に当たっての留意事項

振動障害予防対策の円滑な推進を図るために、次の事項に留意すること。

##### (1) 対象事業場の把握及び好事例の収集等資料の整備

対象事業場及び作業実態等の把握に努め、好事例等の資料の整備を図ること。

##### (2) 事業場に対する指導

指導においては、振動障害予防に係るパンフレットを活用するなど、その効果的な実施を図ること。

##### (3) 労働災害防止団体等に対する指導・援助

労働災害防止団体及び事業者団体に対し、引き続き本要綱に基づく振動障害予防対策の推進について指導するとともに、適宜、振動障害予防に関する講習会、研究会の開催等について指導・援助を行うこと。

##### (4) 製造事業者団体等に対する指導

本省においては、振動工具の製造事業者団体等に対し、製造事業者等による振動工具への表示等について指導するものとすること。

また、これらの振動工具の製造事業者及び輸入事業者等に対しても、同様の指導を行うものとすること。

##### (5) 行政施策の活用等

ア 林業巡回特殊健康診断は、健康診断実施の定着化を図る上で有効な手段であることに留意し、この効果的な活用を図ること。

イ 林業については、林業チェーンソー取扱労働者健診促進システムを活用し、特殊健康診断未受診者及びその事業者に対する受診勧奨の徹底を図ること。

ウ 特別教育に加えて、チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事している者に対しては、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」に基づき教育を行うこと。

エ 林業については、改正された「チェーンソー取扱い作業指針」の普及等に資するため、平成元年10月27日付け基発第582号「チェーンソー取扱作業指導員について」に基づくチェーンソー取扱作業指導員に対し、周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値及び振動ばく露時間で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）の考え方等に基づく対策等を研修の上、当該指導員の効果的な活用を図ること。

##### (6) 関係行政機関との連携

ア 林業については、日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく振動障害予防対策

の推進のための協力要請を行うなど、農林水産省林野庁森林管理局・森林管理署と連携を図ること。

イ 建設業については、発注機関連絡会議等の効果的な活用により、日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく振動障害予防対策の推進について理解と協力を求めること。

ウ 本省においては、農林水産省、国土交通省、経済産業省に対して日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく振動障害予防対策の推進のための協力要請を行うなど、関係省庁との連携を図るものとすること。

## 第2 補償対策について

### 1 業務上外の認定

振動障害の業務上外の認定については、迅速かつ適正な認定に努めること。

このため、昭和52年5月28日付け基発第307号「振動障害の認定基準について」によるほか、特に次の点に留意すること。

- (1) 保険給付の請求に係る労働者等の既往歴、作業従事歴等を十分把握すること。  
また、必要に応じ、主治医その他専門医の意見を十分聴くこと。
- (2) 既往歴に振動障害の類似疾患が認められる場合、振動業務への従事期間が前記通達の基準に満たない場合及び振動業務を離脱した後相当期間を経過して発症した場合等については、必要に応じ鑑別診断を受けさせること。

### 2 療養

振動障害の療養については、「振動障害の治療指針」（昭和61年10月9日付け基発第585号）を活用し、振動障害療養者がより適切な治療を受けることができるよう努めること。

### 3 保険給付

振動障害に係る保険給付については、平成8年1月25日付け基発第35号「振動障害に係る保険給付の適正化について」等に基づき、個々の振動障害療養者の症状を的確に把握する等により、適正な給付に努めること。

なお、就労の機会の有無と休業補償給付の支給要件とは別個の事柄であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）上、就労の機会が確保されていないことを理由として、療養上休業の必要性がなくなった者について休業補償給付を継続して支給することはできないことについて、主治医等に対して十分周知し、給付の適正を期すること。

## 第3 社会復帰対策の推進について

振動障害者の社会復帰については、「被災労働者の社会復帰対策要綱」（平成5年3月22日付け基発第172号「被災労働者の社会復帰対策の推進について」）及び平成8年5月11日付け基発第311号「振動障害者に係る社会復帰援護制度の拡充等について」に基づき次の対策を推進すること。

## 1 社会復帰指導の実施

振動障害者のうち、療養を継続しながら就労することが可能と医師が認める者であって、社会復帰を希望するものに対し、的確な社会復帰指導を計画的に実施すること。

## 2 社会復帰援護制度の積極的な周知及び活用

振動障害者に対する社会復帰援護制度に係る各種援護金等の支給については、平成8年に制度拡充等が行われたことを踏まえ、引き続き個別の社会復帰指導時における説明、その他広報等により、振動障害者社会復帰援護金等の各種社会復帰援護制度について積極的な周知及び活用の促進に努めること。

## 3 関係行政機関等との連携

地方被災労働者社会復帰促進連絡会議の活用等により、振動障害者の社会復帰について職業安定機関及び職業能力開発機関の一層の理解と協力が得られるよう努めること。特に、林業における振動障害者の社会復帰に関しては、林業振動障害者職業復帰対策協議会及び同地区協議会の活用を図ること。

## 振動工具自主点検表(チェーンソー用)

(別紙2)

事業場名		所在地	(〒 ) (電話番号 )
労働者数(うちチェーンソー使用労働者数)	人( )人	記入者職氏名	
チェーンソー保有台数	台		
□に✓を付けるとともに、( )に記入願います。			
<b>選定基準</b>			
1 防振機構内蔵型で振動及び騒音が小さいものを選んでいるか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
2 軽量なものを選んでいるか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
※大型のチェーンソーは大径木の伐倒等やむを得ない場合に限って用いてください。			
3 ガイドバーの長さが伐倒のために必要な限度を超えないものを選んでいるか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
<b>チェーンソーの点検・整備</b>			
1 製造者等が取扱説明書等で示した時期・方法により定期的に点検・整備し常に最良の状態に保っているか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
2 ソーチェーンについては、定期的に目立てをしているか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
3 予備のソーチェーンを業務場所に持参し、適宜交換する等常に最良の状態で使用しているか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
<b>チェーンソー作業の作業時間の管理及び進め方</b>			
1 チェーンソーを取り扱わない日を設けるなどにより1週間の振動ばく露時間を平準化しているか。 □ している <input type="checkbox"/> していない			
2 日振動ばく露量A(8)を算定しているか。 □ している <input type="checkbox"/> していない			
※「していない」場合は、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」から日振動ばく露量A(8)を算定します。			
3 日振動ばく露限界値( $5.0\text{m/s}^2$ )を超えないよう措置を講じているか。 □ 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない			
※「講じていない」場合は、振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定等の措置を講じます。			
4 日振動ばく露対策値( $2.5\text{m/s}^2$ )を超えないよう対策を講じているか。 □ 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない			
※「講じていない」場合は、3と同様の措置を実施するよう努めます。			
5 日振動ばく露限界値に対応する1日の振動ばく露時間(振動ばく露限界時間)が2時間を超えるか。 □ 2時間以下 <input type="checkbox"/> 2時間を超える ※1 「2時間以下」の場合は、2時間以下の当該時間以下の振動ばく露時間としてください。 ※2 「2時間を超える」場合は、「2時間以下」の振動ばく露時間としてください。 ※3 「2時間を超える」場合であっても、以下の①～③の要件の全てを満たす場合には2時間を超えることができますが、この場合でも4時間以下としてください。 ① 適切な整備・点検を実施している。 ② 使用する個々のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を点検・整備の前後を含めて測定・算出している。 ③ 振動ばく露限界時間を②の測定・算出値の最大値に対応したものとしている。 ※4 上記①～③以外の場合は、1日の振動ばく露時間を2時間以下としてください。			
6 「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できない場合 類似のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を参考に算出した振動ばく露限界時間が2時間を超えるか。 □ 2時間以下 <input type="checkbox"/> 2時間を超える ※「2時間を超える」場合は、2時間以下のできるだけ短時間としてください。			
7 チェーンソーによる一連続の振動ばく露時間を、10分以内としているか。 □ 10分以内 <input type="checkbox"/> 10分を超える ※、「10分を超える」場合は、10分以内としてください。			
8 チェーンソーを用いた作業の計画を作成し、書面等により労働者に示しているか。 □ はい <input type="checkbox"/> いいえ			
9 1日に複数のチェーンソー等の振動工具を使用するか。 □ 使用しない <input type="checkbox"/> 使用する ※「使用する」場合は、個々の工具ごとの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」等から日振動ばく露量A(8)を算定してください。			
10 大型の重いチェーンソーを用いているか。 □ 用いてない <input type="checkbox"/> 用いている ※「用いている」場合は、1日及び一連続の振動ばく露時間を更に短縮してください。			

### チェーンソーの使用上の注意

- 1 下草払い、小枝払い等は、手鋸、手おの等を用いチェーンソーの使用を避けているか。  
 はい  いいえ
- 2 チェーンソーを無理に木に押しつけてないか。  
 はい  いいえ
- 3 チェーンソーの重量をなるべく木に支えさせるようするなどして、チェーンソーを支える力を少なくしているか。  
 はい  いいえ
- 4 移動の際、チェーンソーの運転を止めているか。  
 止めている  止めていない
- 5 チェーンソーを使用する際、高速の空運転を避けているか。  
 避けている  避けていない

### 作業上の注意点

- 1 雨の中の作業等、作業者の身体を冷やすことを避けているか。  
 避けている  避けていない
- 2 防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を用いているか。  
 用いている  用いていない
- 3 作業中は軽く、かつ暖かい服を着用しているか。  
 着用している  着用していない
- 4 寒冷地における休憩は、暖かい場所か。  
 はい  いいえ
- 5 エンジンを掛けている時は耳栓等を用いているか。  
 用いている  用いていない

### 体操等の実施

実施  未実施

実施は、 作業開始前  作業間  作業終了後

※ 筋肉の局部的な疲れをとり、身体の健康を保持するため、作業開始前、作業間及び作業終了後に、首、肩の回転、ひじ、手、指の屈伸、腰の曲げ伸ばし、腰の回転を主体とした体操及びマッサージを毎日行ってください。

### 振動工具管理責任者

- 1 選任状況  選任している  選任していない  
2 職務の実施状況  実施している  実施していない

※ 振動工具管理責任者の職務は、チェーンソーの点検・整備状況の定期的な確認及びその状況の記録です。

### 通勤の方法

身体が冷えない方法をとり、オートバイ等による通勤を避けているか。  
 はい  いいえ

### その他

- 1 適切な作業計画を樹立し、これに見合う人員を配置しているか。  
 はい  いいえ

- 2 目立ての機材を備え付けているか。  
 はい  いいえ

- 3 教育の実施  実施  未実施

※ ソーチェーンの目立て、チェーンソーの点検・整備、日振動ばく露量A(8)に基づくチェーンソーの適正な取扱いについて教育を行ってください。

- 4 暖房を設けた休憩小屋等の設置  設置  未設置  
5 防振手袋、耳栓等の保護具を支給しているか。  はい  いいえ

### 特殊健康診断

- 1 第1次健康診断の実施者数 ( )人  
2 第2次健康診断の実施者数 ( )人  
3 第2次健康診断の実施者数のうち、管理B( )人、管理C( )人  
4 管理B及び管理Cの者に対する事後措置の有無  有  無

※ 事後措置について(具体的に )

## 振動工具自主点検表(チェーンソー以外用)

(別紙3)

事業場名		所在地	(〒 ) (電話番号 )
労働者数(うち振動工具使用労働者数)	人( )	記入者職 氏名	
□に✓を付けるとともに、( )に記入願います。また、別紙に振動工具ごとの保有台数を記入願います。			
<b>工具の選定基準</b>			
低振動であるなど振動工具の選定は適切であるか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
<b>振動作業の作業時間の管理</b>			
1 振動業務と振動業務以外を組み合わせて、振動業務に従事しない日を設けているか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
2 日振動ばく露量A(8)に基づく作業管理 (1) 日振動ばく露量A(8)を算定しているか。 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ※「していない」場合は、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」から日振動ばく露量A(8)を算定します。			
(2) 日振動ばく露限界値( $5.0\text{m/s}^2$ )を超えないよう措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない ※「講じていない」場合は、振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等の措置を講じます。			
(3) 日振動ばく露対策値( $2.5\text{m/s}^2$ )を超えないよう対策を講じているか。 <input type="checkbox"/> 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない ※「講じていない」場合は、(2)と同様の措置を実施するよう努めます。			
(4) 日振動ばく露限界値に対応する1日の振動ばく露時間(振動ばく露限界時間)が2時間を超えるか。 <input type="checkbox"/> 2時間以下 <input type="checkbox"/> 2時間を超える ※1 「2時間以下」の場合は、2時間以下の当該時間以下の振動ばく露時間としてください。 ※2 「2時間を超える」場合は、「2時間以下」の振動ばく露時間としてください。 ※3 「2時間を超える」場合であっても、以下の①～③の要件の全てを満たす場合には2時間を超えることができますが、この場合でも4時間以下としてください。 ① 適切な整備・点検を実施している。 ② 使用する個々の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を点検・整備の前後を含めて測定・算出している。 ③ 振動ばく露限界時間を②の測定・算出値の最大値に対応したものとしている。 ※4 上記①～③以外の場合は、1日の振動ばく露時間を2時間以下としてください。			
(5) 「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できない場合 類似の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を参考に算出した振動ばく露限界時間が2時間を超えるか。 <input type="checkbox"/> 2時間以下 <input type="checkbox"/> 2時間を超える ※1 「2時間を超える」場合は、2時間以下のできるだけ短時間としてください。 ※2 作業の性格上、同一の作業者が同一現場で連続して作業を行うことが不可欠である場合でかつ日振動ばく露量が $5.0\text{m/s}^2$ を超える場合には、1週間の作業の計画を作成した上で、振動ばく露を1日8時間5日(週40時間)として算出し、日振動ばく露量A(8)を $5.0\text{m/s}^2$ 以下とする1日の振動ばく露許容時間としてもやむを得ないこととしています。			
(6) 作業の計画を作成し、書面等により労働者に示しているか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
(7) 1日に複数の振動工具(チェーンソーを含む。)を使用するか。 <input type="checkbox"/> 使用しない <input type="checkbox"/> 使用する ※「使用する」場合は、個々の振動工具(チェーンソーを含む。)ごとの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」等から日振動ばく露量A(8)を算定してください。			
3 ピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務(金属又は岩石のはつり、かしめ、切断、鉄打及び削孔に限る。)について、一連続の振動ばく露時間をおおむね10分以内とし、かつ、5分以上の休止時間を設けているか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
4 3以外の工具を取り扱う業務について、一連続の振動ばく露時間を概ね30分以内とし、かつ、5分以上の休止時間を設けているか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			

## 工具の操作時の措置

### 1 工具の操作方法

(1) ハンドル又はレバー以外の部分は持たないようにしているか。

はい  いいえ

※ハンドル又はレバーは過度に強く握らず、かつ、強く押さないでください。

(2) さく岩機等の作業(削孔等)について

たがねを手で保持していない  たがねを手で保持している

※1 作業の性質上、たがねを固定する必要がある場合、適切な補助具を用いてください。

※2 下向きの削孔、掘さく等は、軽くひじを曲げできるだけ力を抜いて工具を保持してください。

### 2 作業方法

(1) 筋の緊張が持続する作業方法

避けている  避けていない

(2) 振動が直接身体に伝わる作業方法

避けている  避けていない

(3) 振動工具の排気を直接吸い込むおそれのある作業方法

避けている  避けていない

(4) 振動工具の支持

アーム等により支持している  していない

(5) 被加工物の支持(卓上用研削盤又は床上用研削盤を取り扱う業務に限る。)

ワークレストで支持している  していない

## たがね、カッター等の選定及び管理

たがね、カッター等は加工の目的、被加工物の性状等に適合し、かつ、適切に整備されたものを使用しているか。

はい  いいえ

## 圧縮空気の空気系統に係る措置

1 圧力計をホースの分岐部付近に取付け、定められた空気圧内で使用しているか。

はい  いいえ

2 配管に、適切なドレン抜きを取り付け、必要に応じて圧縮空気のドレンを排出をしているか。

はい  いいえ

## 点検・整備

振動工具を製造者等が取扱説明書等で示した時期・方法により定期的に点検・整備し常に最良の状態に保っているか。

はい  いいえ

## 振動工具管理責任者

1 選任状況  選任している  選任していない

2 職務の実施状況  実施している  実施していない

※ 振動工具管理責任者の職務は、振動工具の点検・整備状況の定期的な確認及びその状況の記録です。

## 作業標準の設定

定めている  定めていない

※ 「定めていない」場合は、振動工具の取扱い及び整備の方法並びに作業の方法について、適正な作業標準を具体的に定めてください。

## 施設の整備

1 休憩設備等

(1) 屋内作業における暖房のある休憩室の有無  有  無

(2) 屋外作業における休憩設備、かつ暖房の措置の有無  有  無

※ (1)、(2)のほか手洗等のための温水を供給する措置を講ずることが望ましいです。

2 衣服が濡れる作業を行なう場合の衣服を乾燥するための設備の有無  有  無

## 保護具の支給及び使用

1 防振保護具  使用させている  使用させていない

2 防音保護具(90dB(A)以上の作業)  使用させている  使用させていない

※ 作業者に防振保護具及び防音保護具を支給し、使用させてください。

## 体操の実施

実施  未実施

実施は、 作業開始前  作業中

作業終了後

## 特殊健康診断

1 第1次健康診断の実施者数 ( )人

2 第2次健康診断の実施者数 ( )人

3 第2次健康診断の実施者数のうち、管理B( )人、管理C( )人

4 管理B及び管理Cの者に対する事後措置の有無  有  無

※ 事後措置について(具体的に )

## 安全衛生教育の実施

実施している  実施していない

※ 安全衛生教育は、日振動ばく露量A(8)による作業管理等を含みます。

## 別紙

振動工具の名称		保有台数
① ピストンによる打撃機構を有する工具	さく岩機	台
	チッピングハンマー	台
	リベッティングハンマー	台
	コーティングハンマー	台
	ハンドハンマー	台
	ベビーハンマー	台
	コンクリートブレーカー	台
	スケーリングハンマー	台
	サンドランマー	台
	ピックハンマー	台
② 内燃機関を内蔵する工具(可搬式のもの)	多針タガネ	台
	オートケレン	台
③ 携帯用皮はぎ機等の回転工具(⑤を除く。)	電動ハンマー	台
	エンジンカッター	台
	ブッシュクリーナー	台
④ 携帯用タイタンバー等の振動体内蔵工具	携帯用皮はぎ機	台
	サンダー	台
	バイブレーションドリル	台
⑤ 携帯用研削盤	携帯用タイタンバー	台
	コンクリートバイブレーター	台
⑥ スイング研削盤		台
	その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤	台
⑦ 車上用研削盤		台
		台
⑧ 床上用研削盤		台
		台
⑨ 締付工具	インパクトレンチ	台
⑩ 往復動工具	バイブレーションシャー	台
	ジグソー	台